

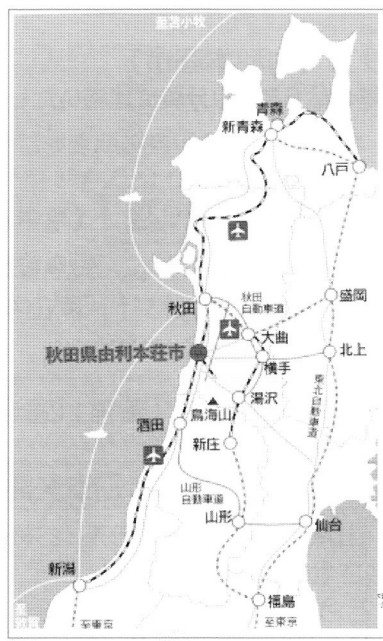
9月15日(祝)

◎ 巡 見

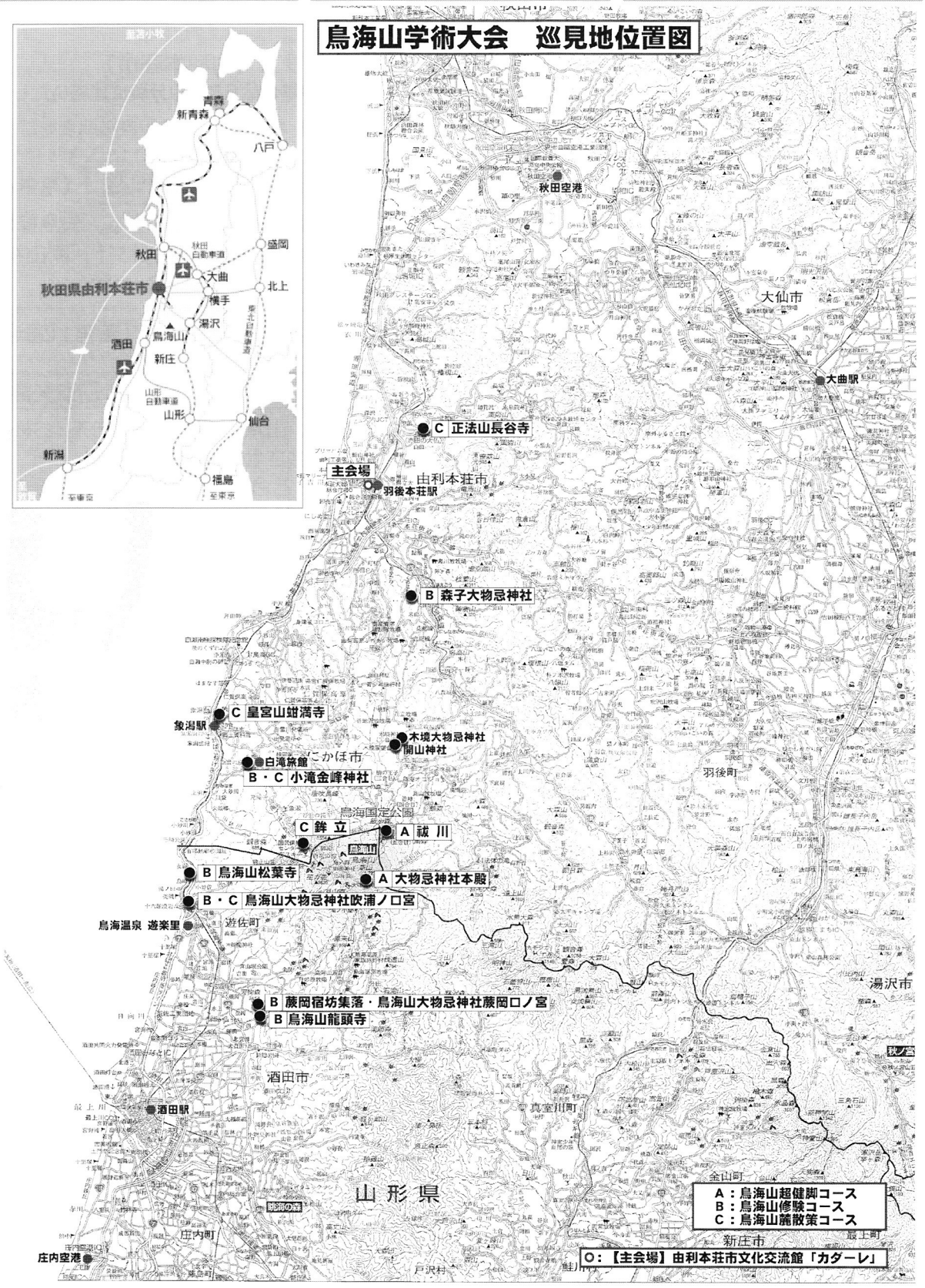
巡見 A 超健脚 午前
コース 6時00分～

巡見 B 修 験 午前
コース 8時00分～

巡見 C 山麓散策 午前
コース 8時30分～



鳥海山学術大会 巡見地位置図



A: 鳥海山超健脚コース
B: 鳥海山修験コース
C: 鳥海山麓散策コース

○: 【主会場】由利本荘市文化交流館「カターレ」

9月15日(祝)

巡見

A

〈鳥海山超健脚コース〉午前6時00分～ ※雨天時は、巡見Bコースへ合流

コース

◆鳥海山頂登山(大物忌神社本殿参拝)コース

独立峰としては東北最高峰である鳥海山(標高2,236m)。山頂に祀られている鳥海山大物忌神社本殿を参拝する本格的な登山コースです。
所用時間:約11時間



五合目「祓川」



登拝道



山頂/大物忌神社本殿

6:00 発

貸切バス

◆ホテルアイリス(由利本荘市)

(※雨天中止の場合は5時30分頃に連絡いたします。)

◎朝食(車中) おにぎり・お茶程度の朝食をご提供。

●木境大物忌神社・開山神社 (車中より)

国指定史跡鳥海山を構成する、矢島修験の活動拠点である「木境大物忌神社」「開山神社」前(鳥海山二合目)を通過します。

○三合目「駒之王子」○四合目「善神」(通過)

7:30 着

登拝開始

◇鳥海山五合目「^{はらいかわ}祓川」(由利本荘市矢島)

「祓川」で、山頂で食す昼食(お茶・おにぎり等)をご提供させていただきます。

山岳ガイドと合流「祓川神社」参拝

※トイレタイム

◇鳥海山矢島口登拝道

山岳ガイドとともに、拝所についての詳しい説明を受けながら登拝します。

○六合目:「賽の河原」○七合目:「御田」

○八合目:「七つ釜」○九合目:「垢離の薬師」

11:30 着

●山頂「大物忌神社本殿」(山形県遊佐町)

本殿参拝

昼食・休憩

●印……

国指定史跡鳥海山を構成する史跡

12:30 発

下山開始

〈下山予定時間 約3時間〉

15:30 着

(予定) 貸切バス

◆鳥海山五合目「祓川」

高速道利用

17:00 着

◆羽後本荘駅

新幹線ご利用の方は下車/在来線で秋田駅へ

18:00 着

◆秋田空港

〈注意〉

- ◆ 出発時間が早いのでご注意ください。
- ◆ 鳥海山は標高が高いため、雨天時は登拝を中止し、Bコースに合流いたします。その際は、差額を返金いたします。
- ◆ 登拝時は山岳ガイドがご案内いたします。登拝道や拝所・草花の説明を行います。
- ◆ 軽い朝食・昼食をご提供いたしますが、補食分は各自でご準備ください。
- ◆ Aコース参加の方は、下山後、五合目祓川より「羽後本荘駅」及び「秋田空港」までバスでお送りいたします。

9月15日(祝)

巡見

B

〈鳥海山修験コース〉 午前8時00分～ ※雨天決行

コース

◆史跡鳥海山と修験資料を実見するじっくりコース

平成21年「鳥海山」として国史跡に指定された、鳥海山信仰に関わる二市一町の史跡をじっくり回るコース。通常拝観できない仏像や修験資料を公開するほか、史跡鳥海山を構成する各史跡をじっくり見学できる充実コースです。



森子大物忌神社境内(約300段の参道石段)



奈曽の白瀑谷



鳥海山龍頭寺

〈注意〉

◆参加希望者の非常に多いコースです。迅速な移動にご協力願います。

◆解散後、無料貸切バスを運行いたします。

事前予約が
必要です

- 「象潟駅行き」
- 「秋田空港行き」
- 「酒田駅經由庄内空港行き」
- 「羽後本荘駅(市内)行き」

到着予定時間は次のとおりです。

- 象潟駅 16:30 着
- 秋田空港 18:00 着(高速利用)
- 酒田駅 16:30 着
- 庄内空港 17:10 着
- 羽後本荘駅 17:20 着

8:00 発 ◆ホテルアイリス(由利本荘市)

貸切バス ◆文化交流館「カダーレ」(鳥海山学術大会主会場)

8:30 着 ●森子大物忌神社(由利本荘市森子)

(滞在約40分)

滝沢修験の活動拠点
「十二神将像」等 特別公開
※約300段の石段があります。

9:10 発

9:50 着 ●小滝金峰神社(にかほ市小滝)

(滞在約40分)

小滝修験の活動拠点
「木造観音菩薩立像」等 公開
国指定名勝「奈曽の白瀑谷」見学

●印 ……
国指定史跡鳥海山
を構成する史跡

10:30 発

11:00 着 ◇鳥海山松葉寺(遊佐町女鹿)

(滞在約40分)

吹浦修験の別当寺「神宮寺」が所蔵していた
「薬師如来坐像」「阿弥陀如来坐像」の特別公開

11:40 発

11:50 着 ◇鳥海温泉「遊楽里」(山形県遊佐町吹浦字西浜)

12:20 発

昼食

12:30 着 ●鳥海山大物忌神社吹浦口ノ宮(遊佐町吹浦)

(滞在約40分)

正式参拝 吹浦修験の活動拠点
鳥海山名初見資料「鰐口」特別公開
鳥海山大物忌神社文書公開
(国重文「北畠顕信寄進状」)

13:10 発

13:35 着 ●鳥海山大物忌神社藤岡口ノ宮(遊佐町藤岡)

(滞在約30分)

藤岡修験の活動拠点
「修験行者神像」特別公開
扁額公開(揮毫:勝安房等)

14:05 発

徒歩

14:10 着 ◇鳥海山龍頭寺(遊佐町藤岡)

(滞在約30分)

藤岡修験の学頭寺
「薬師如来坐像」特別公開
「十一面観音立像」「不動明王立像」等公開

14:40 発

徒歩

14:45 着 ◇藤岡宿坊集落(遊佐町藤岡)

(滞在約30分)

藤岡上寺地区散策
「玉泉坊」・「大泉坊」・「般若坊」等
大泉坊長屋門実見

15:15 発

15:40 着 鳥海山大物忌神社吹浦口ノ宮

15:50

巡見Cコースと合流後 解散

9月15日(祝)

巡見 C コース

〈鳥海山麓散策コース〉 午前8時30分～ ※雨天決行

◆鳥海山麓の関係社寺と鳥海山五合目から見る「大パノラマ」を巡る満喫コースコース

国指定史跡「鳥海山」を構成する史跡のほか、鳥海山山麓に所在する関係寺院や、鳥海山五合目「鉾立」を巡る散策コース。厳しい石段を避け、歩きやすい史跡・寺院を抽出した魅力的なコースで、通常拝観できない仏像や修験資料を見学するほか、境内をゆっくり散策できる満喫コース。



長谷寺大仏殿



鳥海山五合目「鉾立」から見る「奈曾渓谷」



鳥海山大物忌神社 吹浦口ノ宮本殿

●印 ……

国指定史跡鳥海山を構成する史跡

〈注意〉

◆解散後、無料貸切バスを運行いたします。

- 「象潟駅行き」
- 「秋田空港行き」
- 「酒田駅経由庄内空港行き」
- 「羽後本荘駅(市内)行き」

ご利用は事前に予約が必要です

到着予定時間は次のとおりです。

- 象潟駅 16:30 着
- 秋田空港 18:00 着(高速利用)
- 酒田駅 16:30 着
- 庄内空港 17:10 着
- 羽後本荘駅 17:20 着



国指定史跡 鳥海山

霊峰として信仰対象となった鳥海山は、平成二十年三月に山形県遊佐町の関連史跡が「鳥海山大物忌神社境内」として国の史跡に指定されたのに続き、平成二十一年七月、秋田県にかほ市と由利本荘市の関連史跡が追加指定され、史跡「鳥海山」となったものである。

○史跡指定の説明

【文化庁文化財部監修『月刊文化財二〇〇八、二』より】

「鳥海山大物忌神社境内」

山形県飽海郡遊佐町

鳥海山は山形県の北部遊佐町に山頂を有し、山形県と秋田県との県境にまたがり裾野を日本海に広げる独立峰の火山である。標高二、三三六mの大型成層火山で、古代から現代に至る信仰の山である。大物忌神社は境内地に鳥海山の山頂を含み、出羽国の一宮として崇敬されてきた神社である。

大物忌神は承和五年（八三八）五月十一日に従五位上から正五位下（勲等は勲五等）に神階が昇叙され、以後、元慶四年（八八〇）二月二十七日の勲三等従二位まで奉授がくり返される。大物忌神社の祭神は近世以降倉稲魂神（農業神）とされているが、古代の史料からは、祭神は大物忌神であり、鳥海山を神体山とするもので、神名は天変地異に対する恐れ慎みを意味する「物忌」に発すると考えられる。『日本三代実録』貞観十三年（八七一）五月十六日条には鳥海山の噴火が記述され、その原因にけがれがあげられている。また、他の史料からは大物忌神の国家守護神（軍神）としての性格をうかがうことができる。『続日本後紀』承和七年（八四〇）七月二十日条（六日条）。それはこの地が古代国家の辺境に位置することとも関わっている。度重なる神階奉授は兵乱や疫病などの災異を予兆する神として国家の信仰の対象となったことによる。

『延喜式』神名帳の飽海郡の項には、大物忌神社（名神大社）、小物忌神

社（小社）、月山神社（名神大社）の3社がみえ、同主税式では大物忌神と月山神に合わせて二千束の祭料があてられている。大物忌神社と月山神社が同所にあったことを示す史料があり、『日本紀略』貞観十年（八六八）四月十五日条、また神仏習合の進行の中で、大物忌神社の呼称も、「出羽国両所宮」（承久二年（一一二〇）、「出羽国一宮両所大菩薩」（正平十三年（一三五八）、「鳥海大明神」（永正七年（一五二〇））と変化し、大物忌神の本地仏は葉師如来、月山神の本地仏は阿弥陀如来として信仰された。南朝の北畠顕信は陸奥・出羽両国の静謐のため「由利郡小石（郷）乙友村」を寄進している（正平十三年）。鳥海山の信仰は秋田県由利地方と山形県庄内地方を中心としていた。

中世から近世には鳥海山は修験の活躍する山であった。鳥海山には山形県遊佐町吹浦、蕨岡、秋田県にかほ市小滝、院内、由利本荘市滝沢、矢島の各登山口があった。吹浦口の神宮寺は両所山神宮寺と称し、衆徒25坊を支配したが、宝永年間に江戸護持院に属して天台宗から真言宗に改宗した。一方、蕨岡口には33坊あり、鳥海山龍頭寺が中心となった。醍醐寺三寶院の末寺となるが、のち両宗兼学とした。両者は鳥海山の祭祀権をめぐる争論がおこった。宝永元年（一七〇四）、蕨岡衆徒の主張が認められ、山頂部は今日見られるように山形県側に帰属することとなった。

慶応四年（一八六八）、神仏分離令が発せられると、吹浦では神宮寺以下すべての衆徒が環俗し、大物忌神社に奉仕した。明治四年（一八七二）、大物忌神社は国幣中社となり、山頂の鳥海山権現堂の祭祀権も獲得した。一方、蕨岡では明治五年の修験道廃止令を受け、龍頭寺を除くすべての衆徒が神道に改宗した。明治十三年（一八八〇）、鳥海山山頂の社殿を「本殿」、吹浦・蕨岡に鎮座するふたつの大物忌神社をその「口ノ宮」とし、三社をもって「国幣中社大物忌神社」とすることが決められた。昭和二十八年、宗教学法人大物忌神社が設立され、今日に至っている。



大物忌神社の祭祀には、物忌祭（二月・十一月）管粥神事（正月）、御浜出祭（七月）等がある。管粥神事は農業神としての色彩が強い。また、御浜出祭は大物忌神社から神輿が西浜に渡御し、飛島の小物忌神社（かつて大宮神社と呼ばれていた）の祭祀と呼応し、夕刻、吹浦と飛島及び鳥海山七合目の鳥ノ海湖畔に篝火を焚いて火合せを行うものである。鳥海山が飛島とともに日本海航路のランドマークとして重要であったことを語るものと考えられている。

古代国家の辺境にあって、古代には国家の守護神として、また古代末から中・近世を通じては出羽国の中心的信仰の山として崇敬され、特に近世以降は農業神として信仰された鳥海山は古代から中・近世の宗教・信仰の実態を知るうえできわめて重要であることから、その信仰の中心を担っている大物忌神社の境内地を史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

○史跡の追加指定及び名称変更の説明

【文化庁文化財部監修『月刊文化財二〇〇九、八』より】

（新名称）「鳥海山」

山形県飽海郡遊佐町、秋田県由利本荘市、にかほ市

鳥海山は山形県の北部遊佐町に山頂を有し、山形県と秋田県との県境にまたがり裾野を日本海に広げる独立峰の大型成層火山（標高二、二三六m）で、古代から現代に至る信仰の山である。古代国家の辺境にあって、古代には国家の守護神として、また古代末から中・近世を通じては出羽国の中心的信仰の山として崇敬され、特に近世以降は農業神として信仰され、古代から中・近世の宗教・信仰の実態を知るうえできわめて重要であることから、その中心を担う大物忌神社の境内地を平成二十年に史跡に指定した。

鳥海山には山形県遊佐町吹浦・蕨岡、秋田県にかほ市小滝・院内、由利本荘市滝沢・矢島の各登拝口があった。既指定地である大物忌神社境内地は、明治十三年（一八八〇）、山頂の社殿を「本殿」、吹浦、蕨岡の二つの大物忌神社をその「口ノ宮」として成立した「国幣中社大物忌神社」の境内地に由来する範囲であった。今回追加指定するのは、その他の登拝口のうち、秋田県側に所在する小滝、滝沢、矢島に関わる神社境内地、登拝道等である。

小滝口に所在する金峰神社（旧蔵王権現社）は、蔵王権現と鳥海大権現を祀る。小滝の衆徒（龍山寺を中心とする）は貞享五年（一六八八）以降、当山派醍醐寺三宝院末となった。「中口」「中道」と記す史料があり、順峰、逆峰とは異なる道としての位置づけがなされていた。平安時代に遡ると推定される聖観音像、蔵王権現像を有し、重要無形民俗文化財に指定されている「小滝のチヨウクライロ舞」が境内の土舞台で演じられる。

霊峰神社跡は小滝口からの登拝道の途中、霊峰山（標高七四三m）に所在する。江戸後期の史料によれば、「一の鳥居」として位置づけられ、最初の拝所であった。風雪除けの石垣や社殿の礎石等が残っている。

滝沢口に所在する森子の大物忌神社は、江戸時代に薬師堂であったもので、八乙女山の中腹に位置する。社殿には本地仏である薬師如来座像が安置され、八乙女山の山頂には「鳥海山様」と称される鳥海山の山容に似た自然石が祀られている。滝沢の衆徒（龍洞寺を中心とする）は近世においては天台宗に属し、羽黒山の末寺であった。滝沢からの登拝道は木境で矢鳥口のそれと合流する。

木境は矢鳥口の登拝道の二合目にあたり、行場でもあった。矢島の衆徒（福王寺を中心とする）は当山派醍醐寺三宝院末となり、順峰（表口）の蕨岡に対し、逆峰（裏口）を称した。木境の大物忌神社は近世には薬師堂と呼ばれ、行者堂と呼ばれた開山神社は矢鳥口登拝道を開いたとされる比良衛、多良衛の兄弟を祀っている。大物忌神社と開山神社の前後には登拝道が比較的良好に残されており、今回の追加指定の対象地に含まれる。矢鳥衆徒は山頂の領有権を蕨岡衆徒との間で争った。

鳥海山を神体山としたと考えられる大物忌神は承和五年（八三八）の史料に初見し、また、鳥海山そのものは暦応五年（一三四二）の鰐口銘に初見する。近世になると羽黒山の統制に抵抗する動きも現れ、登拝口ごとの独立性が顕著になった。こうした各登拝口の動向は鳥海山をめぐる信仰を考えるうえで欠くことができないものであることから、追加指定を行い、名称を鳥海山と変更し、保護の万全を期そうとするものである。



国指定史跡鳥海山 構成史跡位置図



国指定史跡「鳥海山」 森子大物忌神社境内

森子大物忌神社境内は、鳥海山北麓の秋田県由利本荘市森子に位置する羽黒派滝沢修験組織の活動拠点であり、鳥海山遙拝所として大物忌神を祀る地である。縁起書によると、養老年中（七一七〜七二三）に鳥海山権現を勧請して七年後に社殿を建立し、その地を八乙女山と名付けて崇敬したと伝えられる。

安政二年（一八五五）に再建された社殿（国登録有形文化財）には、本地仏である薬師如来像を中心とする薬師三尊像と十二神将像が安置されている。大物忌神社は、江戸時代の再建棟札により、近世には「薬師堂」と呼ばれていたことが分かる。

神社は八乙女山中腹に位置し、一ノ鳥居から社殿まで、約三百段の急峻な石段が築かれている。百五十段程登った左手には神楽座跡があり、ここより上方は聖地とされ、戦後に女人禁制が解除されるまで女性が上段に登

ることは許されなかった。神楽座の上段には、一間四方の石積みによる護摩壇が現存している。

石段を登りきると重厚な社殿が見え、その右前方に二代目木とされる樹齢五百年以上の大杉の神木がある。また社殿左側には「道者道」と称される鳥海山登拝道があり、これが鳥海山二合目の「木境」を通り、山頂の大物忌神社に至る滝沢口登拝道の起点である。

滝沢口登拝道は急峻な道である。しばらく道を登ると、道者から道銭の寄進を受けた場所「小屋掛けの松」に至る。さらに道を登り八乙女山山頂に至ると、そこには「鳥海山様」と称される鳥海山山容に似た大きな自然石が祀られている。滝沢口登拝道は、この鳥海山様を過ぎた後、東由利原高原・南由利原高原・御助・花立を経て、木境の矢鳥口登拝道に至るものである。

境内は秋田杉に囲まれ昼でも薄暗く、修験の聖地としての雰囲気満ちている。また例大祭も四月第三日曜日に変更されたが、古式に則って行われている。米俵十俵分と言われる重さの御輿を背負い、三百段の参道を一気に登りきる姿は勇壮である。



森子大物忌神社境内（二ノ鳥居より）



石段（社殿前より下方を見る）



護摩壇



森子大物忌神社（国登録有形文化財）



力士像

国指定史跡「烏海山」 木境大物忌神社境内・開山神社境内

秋田県由利本荘市矢鳥町木境は、烏海山福王寺を学頭とし、当山派修験道の祖「聖宝尊師（理源大師）」を尊ぶ、当山派逆峰の矢鳥修験組織の活動拠点である。この烏海山二合目にあたる木境は、烏海山の遙拝所として、また矢鳥修験者の行場として重要な役割を果たしてきた。

木境大物忌神社は、建長六年（一二五四）に烏海山を祀る神霊を勧請し、矢鳥領の総鎮守として五穀豊穡、国家安穩を祈念した社であり、明治時代以前は「薬師堂」と呼ばれていた。また女人禁制であった藩政期においても、女性は木境の大物忌神社までは参拝できるとされ、その関係から別名「女人堂」とも言われた。

嘉祥三年（八五〇）に比良衛・多良衛の兄弟が開いたとされる矢鳥口登拝道は、「道者道」と呼ばれ、矢鳥町針ヶ岡の一合目「箸の王子」から、二合目「木境」、三合目「駒の王子」、四合目「善神」、五合目「祓川」を通り、



矢鳥口登拝道（道者道）



烏海山大権現碑



仁乗上人碑



木境大物忌神社（明治18年再建）
【由利本荘市指定有形文化財】



社務内陣



開山神社

山頂の大物忌神社に至る。その要路は、京都醍醐寺三宝院の役僧とされる仁乗上人が、明徳二年（一三九一）に記したと伝えられる『烏海山大権現縁起』に詳しく記されている。中でも指定地である、道者が道銭の寄進をした「道銭小屋跡」から、比良衛・多良衛の兄弟と薬師如来を祀る「開山神社」の境内を通り、矢鳥藩主が元禄十年（一六九七）に建立した「仁乗上人碑」に至る約八〇〇級の道者道は、往事の面影を良く残しており、山頂の大物忌神社と遙拝所である木境大物忌神社を結ぶ貴重な遺構である。近世、木境周辺では春や秋の入峰や諸行事が一年を通じて行われていた。このうちの「虫除け祭り」は現在も七月八日に行われており、秋田県の無形民俗文化財に指定されている。

ほかにも木境周辺には「烏海山大権現碑」など貴重な遺構が多く、烏海山の宗教文化を代表する地である。

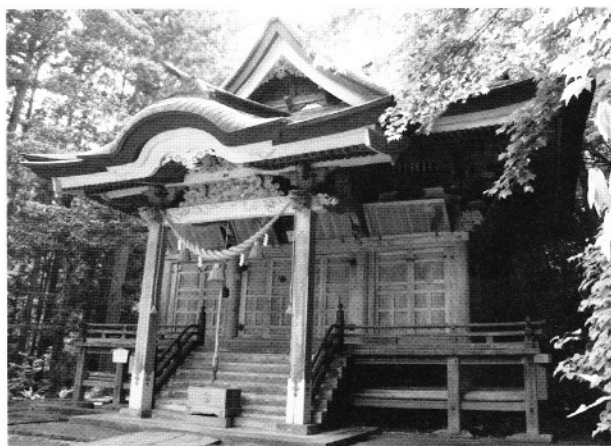
国指定史跡「鳥海山」

金峰神社境内

金峰神社は鳥海山麓秋田県側、にかほ市象潟町の小滝集落にある。小滝集落は、登拝道の起点となる小滝口であり、修験者が数多く居住し、各地から来る道者（登拝者・参詣者）たちの世話をし、鳥海山へ導く秋田県唯一の宿坊集落であった。

金峰神社境内には小滝修験の行場でもあった奈曾の白瀑谷（国指定名勝）があり、金峰神社社殿はその滝と直接対峙しているところにも特色がみえる。金峰神社に伝わる縁起によると、草創は天武九年（六八〇）とされ、蔵王権現と鳥海山大権現を祀る。

現在の社殿は昭和五十三年に再建されたもので規模が大きい。境内にある「記念碑」（建立年不詳）や棟札に文化元年（一八〇四）の象潟大地震で被災し、翌二年（一八〇五）に再建されたということや、さらに万延元年（一八六〇）に再建されたこと等が記されている。



金峰神社



金峰神社境内の宝物殿に安置されている木造観音菩薩立像（秋田県指定有形文化財・彫刻）

小滝修験の最古の史料は、「小滝村居屋敷三十五軒中、（修験者が）院主（龍山寺）、常光坊、金蔵坊、宝泉坊、宝蔵坊」と記されている慶長十七年（一六一

二）の『最上検地帳』（個人蔵）であるが、金峰神社社殿には役小角が勧請祭祀したと伝えられる木造蔵王権現立像三軀（秋田県指定有形文化財〔彫刻〕）が安置され、さらに境内の宝物殿には慈覚大師作とされる丈六の木造観音菩薩立像（秋田県指定有形文化財〔彫刻〕）などが遺され、鳥海山信仰の拠点としての古さを物語っている。

そのほか宝物殿には、木造狛犬（秋田県指定有形文化財〔彫刻〕）、宝永六年（一七〇九）に鑄造された鐘（にかほ市指定有形文化財〔工芸品〕）などが納められ、神社境内には慈覚大師が築いたとされる旧参道石坂、元亨二年（一三三二）の板碑、明和元年（一七六四）の青面金剛塔、享保十六年（一七三二）の両国三十三所巡礼供養碑など数々の信仰遺物がみられる。明治になり神仏分離令・修験禁止令が出されると、隆盛をみた小滝修験は復飾し、鳥海山大権現・蔵王権現は金峰神社の祭神に改められ、戦後は宗教法人となった。現在、金峰神社の管理、維持は小滝集落全世帯（一五〇戸）の金峰神社氏子が当たっている。

また、修験の影響を受けて独自に育まれた文化は、金峰神社の各神事や民俗芸能として現在も継承されている。一月一日の元旦祭にはじまり、一月五日の五日堂鎮火祭、一月七日の七日堂祭・祈年祭、六月第二土曜日の例祭、八月一日の鳥海山参り、十一月二十三日の新嘗祭の年中行事が行われ、六月の例祭では境内の土舞台で小滝のチョウクライロ舞（国指定重要無形民俗文化財）が奉納される。また、盆には集落において鳥海山小滝番楽（秋田県指定無形民俗文化財）が行われる。これらの神社の舞楽等に関しては、小滝舞楽保存会を組織して伝承を図っている。



金峰神社境内にある奈曾の白瀑谷（国指定名勝）



霊峰神社への参道跡



霊峰神社跡に風雪除けの石垣が遺る



霊峰神社跡には多くの石仏が遺る

国指定史跡「鳥海山」 霊峰神社跡

霊峰神社は鳥海山山頂から北西にあたる標高七四三呎の霊峰山に祀られてきた。その創祀は不明であるが、鳥海山道者の参詣にあたり、小滝口からは金峰神社―奈曾の白橋―拜み松―霊峰―鉾立―鳥ノ海―鳥海山大物忌神社となり、この霊峰山を必ず通過しなければならなかった。

現在、霊峰神社跡地には風雪除けの石垣が南、東にあり、社殿礎石、灯籠、手水石鉢、千手観音石像を入り口付近に祀り、ほかに三十三番観音石像を

配して遺る。特に注目されるのは、近代と思われるが死者の供養碑が建立されており、東北地方特有のモリ供養の信仰と考えられる遺跡が見られることである。

霊峰神社の社殿は現在しないが、大正十二年（一九二三）記載の「鳥海山金峰山霊峰参詣講」名簿に「霊峰山参り」の記載が多く見られることから、社殿の存在は明らかであり、「昭和三十年風害ニテ破損シ目下建築ニ準備中」（『鳥海山霊峰神社由緒』）という記録から近年まであったことがわかる。近世の霊峰神社祀職は不明であるが、近代は金峰神社宮司が兼務してきたことから、小滝修験学頭龍山寺が別当であったと考えられる。終戦後は小滝龍山寺（現遠藤司家）に遷座し、邸内には石碑も祀られている。

鳥海山松葉寺

真言宗智山派鳥海山松葉寺、万寿二年（二〇二五）、乃善大和尚が堂宇を建立、約八二〇年を経て戊辰の役で兵火にかかる。本尊は、不動明王である。鳥海山の本地薬師如来、月山の本地阿弥陀如来は、廃仏毀釈により吹浦の神宮寺から、当寺に難を避け、現在に至っている。境内に阿部貞任、宗任の五輪塔がある。（『遊佐郷村落誌（下）』遊佐町教育委員会）



松葉寺山門外からの全景



木造阿弥陀如来坐像
（鳥海山松葉寺蔵）



松葉寺山門外からの全景

鳥海山信仰と仏像

明治初めの廃仏毀釈により、本史跡においても、多くの仏堂、仏像が地区外に流失したり、棄却された。吹浦の神宮寺講堂に安置されていた大物忌神社の本地仏・薬師如来（永正三年・一五〇六の銘）、及び月山神の本地仏・阿弥陀如来（暦応元年・一三三八年の銘）は、ともに破却を惜しんだ信徒たちが、夜陰に紛れて密かに船で女鹿に運び、松葉寺に安置したという。

蕨岡においても、一山をあげて神式に復飾しようとしたが、学頭坊であった龍頭寺のみはこれに肯じえず、真言宗の寺として残った。鳥海山大物忌神社蕨岡口ノ宮の随神門は、かつての仁王門であり、阿吽の仁王像二軀は龍頭寺に引取られ、現在本堂向拝下に安置されている。

龍頭寺本堂の銅造の薬師如来は、かつて鳥海山上の薬師堂の本尊であった。春夏は山上で祀り、冬は高山のため参拝することができないので秋に背負い下ろして下居堂



木造薬師如来坐像
（鳥海山松葉寺蔵）

国指定史跡「鳥海山」
鳥海山大物忌神社本殿（鳥海山山頂）

○本殿概要1

山形県遊佐町側の鳥海山中腹から山頂にかけては国有林を除いてすべて鳥海山大物忌神社の社有地である。史跡の範囲は、かつての登拝道にあたる五合目付近から山頂を含む鳥海山中の広大な範囲（約八九一畝）におよぶ。

山頂本殿は、夏期間（七〜九月）神社職員が常駐し奉仕している。この間、多くの観光客が鳥海山を訪れ、神社が運営する山小屋では参拝者とともに多くの登山客を迎える。

登山道の要所には信仰に由来する地名や石祠が残り、いまなお信仰の山としての鳥海山を身近に感じることができる。



鳥海山大物忌神社本殿境内



山頂本殿



山頂本殿内部



強力

○本殿概要2

本殿は、木造平屋建、妻入、切妻造板葺屋根の形式で、内部は一室とし、奥に宮殿（くうでん）を据える。伊勢神宮と同様の二十年に一度の式年造替の習わしである。

現存のものは平成九年に建築されたものである。宮殿は、伊勢神宮社殿の部材を用いており、ヘリコプターが導入される前は、地元の強力が自分の背丈の倍以上ある板材などを麓から担ぎ上げていた。



本殿近景

国指定史跡「鳥海山」 鳥海山大物忌神社吹浦口ノ宮境内

鳥海山は、その山容の秀麗さから「出羽富士」とも呼ばれる信仰の山で、古くより、人々はこの山そのものを「大物忌神（おおものいみのかみ）」として崇めてきた。大物忌神の文献上の初出は、『続日本後記（しよくにほんこうき）』の承和五年（八三八）五月十一日条「奉授出羽国従五位勲五等大物忌神正五位下」という記述である。九世紀に、朝廷は大物忌神を国家に関わる重要な出来事を予言する神、そして、物忌みや祭祀を疎かにすると、噴火鳴動する恐るべき神として認識していた。延長五年（九二七）に、大物忌神は吹浦で並祀される「月山神（つきやまのかみ）」とともに「名神大」となり（『延喜式神名帳』）、その神階を「正二位」にまで高めた。

現在、鳥海山大物忌神社が鳥海山祭祀の中心的存在となっている。この神社は、鳥海山山頂の「御本社」、そしてふたつの里宮「蕨岡口ノ宮」・「吹浦口ノ宮」の三社で構成される。吹浦口ノ宮は、古代から鳥海山の神「大物忌神」と月山の神「月山神」を主祭神としてきたことから、「両所宮」と呼ばれてきた。この「両所宮」には、中世の鳥海山信仰の様態を示す貴重なふたつの文書（いずれも国指定重要文化財）が伝わっていることで知られる。

○鎌倉幕府奉行人連署奉書

承久二年（一二二〇）に鎌倉幕府執権北条義時の命に基づき、藤原氏と三善氏が連名で北目地頭新留守氏に送った書状で、庄内地方最古の文書とされる。この書状は、承久元年（一一九九）に発生した將軍源実朝の暗殺事件の影響で両所宮の社殿の造営作業が遅滞したが、これを速やかに行うよう北目地頭新留守氏に催促するものである。

○北畠顕信寄進状

正平十三年（一三五八）に、南朝の重臣北畠顕信が天下再興と奥羽の平安を祈願するために、由利郡小石郷乙友村を「出羽國一宮兩所大菩薩」に寄進したこと示す文書である。「兩所大菩薩」とは、大物忌神の本



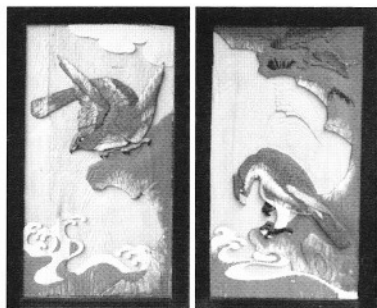
地仏にあたる薬師如来と、同じく月山神の阿弥陀如来のことを意味する。

中世に入ると、修験者たちは鳥海山山麓周辺に定着して修験集落を形成した。吹浦と蕨岡はその代表的なもので、近世期以降、これらは鳥海山参りの拠点（登拜口）として機能するようになる。近世の吹浦には二五坊・三社家が存在し、「両所宮神社講堂」で鳥海山祭祀を行った。彼らが継承してきた修験道の年中行事は明治初期の神仏分離を契機に、「管粥神事」（一月五日）、「大物忌神社例大祭」（五月四・五日）、「月山神社例大祭（御浜出神事・玉酒神事）」（七月十四・十五日）として神式で執行されるようになり、今日に至っている。

本境内の一ノ鳥居と二ノ鳥居を通り、参道を進むと右手に下拝殿がある。左手に見える約百段の石段を登り、三ノ鳥居をくぐると拝殿が見え、最上段に「大物忌神社」と「月山神社」の両本殿が並び立っている。前身の本殿が宝永三年（一七〇六）正月の火災で焼失し、宝永八年（一七二一）に庄内藩酒井家によって、現本殿が再建されたと伝わる。両社殿は、彫刻や脇障子の絵柄を除けば、全く同型、同大の一間社流造の建築である。



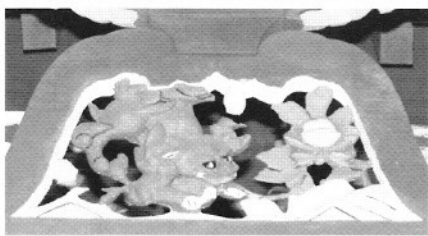
大物忌神社本殿(右) 摂社月山神社本殿(左)



脇障子板絵（大物忌神社本殿）



脇障子板絵（月山神社本殿）



大物忌神社本殿 向拝 葦股 彫刻

国指定史跡「鳥海山」 鳥海山大物忌神社 蕨岡口ノ宮境内

近世になって、鳥海山を取巻く各地には、修験衆徒がそれぞれ活動拠点を設け、霊峰への登拝口としたが、なかでも蕨岡の衆徒は、龍頭寺を学頭として、鳥海山表口、順峯・蕨岡三十三坊と称して、登拝口の中で最も強大な勢力を誇った。

本境内は、宿坊集落の面影を残す上蕨岡地区（通称「上寺」）のほぼ中央に位置する。随神門（かつての仁王門）を潜ると、右手に朱塗りの神楽殿が見えてくる。神楽殿では、五月三日の例大祭（大御幣祭）にあたり、山伏の修行・通過儀礼と一体を成す芸能である「蕨岡延年」（山形県指定無形民俗文化財）が奉納されている。

さらに、参道を進むと、三ノ鳥居を経て、本殿が南面して建っている。本殿の桁行総長は十三、八、梁間の実長も十六、九にも及び、床高も二、三あまりと高く、かつては「大堂」とも称された。木割が大きく、直線的な意匠でまとめた、豪壮な社殿である。様式的には、伊勢神宮正殿を根源とする神明造にあたる。



二ノ鳥居と随神門



末社 莊照居成神社



扁額 鳥海山大権現
揮毫 従四位下左少将忠器
(庄内藩第八代藩主酒井忠器公)



扁額 正一位大物忌神社
鳥海山出羽國一宮
揮毫 (伝)
宝鏡寺門跡第二十二世本覚院



火災により焼失した社殿の再建が明治二十九年に成り、その竣工を記念しての扁額を揮毫した。その交渉に当たった遊佐町野沢出身の梅津曾五郎の奉納による。

「光満六合」の意味は、光が六合（りくごう）天地と東西南北、すなわち世界に満つ。「日本書紀」天の岩戸の件「日神之光満於六合、故諸神大喜」。

木彫額の製作は遊佐町北目出身の菅原大三郎による。大三郎は、東京美術学校彫刻科を卒業後、岡倉天心の創設した日本美術院に採用され、奈良の唐招提寺の手親音をはじめと、理に従事した。

本殿は、明治二十九年に造営されたもので、高さ三、七、幅五、五、厚さ八、五の巨大な棟札が残されている。棟梁は、地元上寺の宮大工小野重吉である。戦後の昭和二十八年には、東の山手から現在地に移築する工事を行っている。

この他、境内には、酒田の豪商本間光丘逆修の宝篋印塔や天保年間の三方領地替騒動に關わり非業の死を遂げた時の江戸町奉行矢部駿河守を祀る末社莊照居成神社があるほか、約四百段ある石段を上った、松岳山中腹には、峯中修行の記念碑である「峯中碑伝」や、海拔一五〇程の低地に奇跡的に残されたブナ自然林がある。



鳥海山大物忌神社 蕨岡口ノ宮本殿

鳥海山龍頭寺

龍頭寺は、蕨岡三十三坊を末寺として坊の当主に僧階を授与する本寺で、寺伝では大同二年（八〇七）慈照上人の開創とされ、往時は松岳山観音寺光岩院と称したが、江戸初期の明暦元年（一六五五）に改称した。山号は鳥海山で、近世は醍醐寺三宝院直末、現在は京都東山の総本山智積院末の真言宗寺院である。かつては、上寺三十三坊を統率し、学頭職を務めた有力な寺院で、学頭坊とも称した。神仏分離令により蕨岡一山の衆徒は龍頭寺を残して帰俗し、蕨岡の鳥海修験の拠点としての性格は失われた。

当寺の境内は、かつて大堂があった大物忌神社蕨岡口ノ宮の南隣にあり、集落を南北に貫く道路に接して構えられ、道路は本寺の南西角で曲折れになっている。道路に面し石橋を掛け、石段を積んで石柱の門を構える。敷地の中央東寄りに、西面して本堂を建てられている。本堂の北東側には西面して開山堂、南東には座敷棟が、本堂とそれぞれ廊下で連結されて建つ。敷地の北西には、道路に面して観音堂が南面して建てられている。



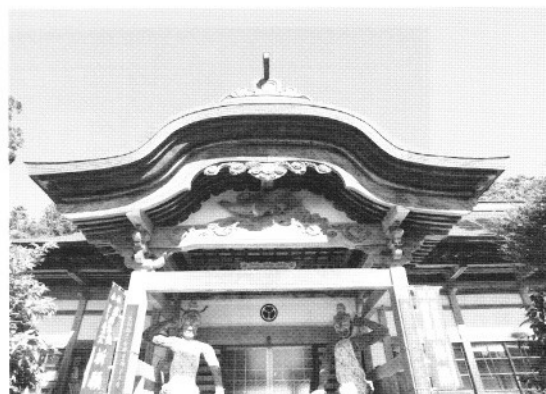
薬師如来坐像



阿弥陀如来坐像



龍頭寺本堂



龍頭寺観音堂

龍頭寺本堂向拝

蕨岡宿坊集落 (蕨岡上寺)

うわでら

W坂と呼ばれる車道が開かれる前、参詣者は、坂下の一ノ鳥居をくぐり、四百九十九段もの長い石段を経て、上寺に至る。ここで大泉坊長屋門の威容を目にすることになる。大泉坊は、京・大坂に往来し、米や茶を商って財をなしたとも言われ、大地主となった。四世竈賢またが天保五年(一八三四)に建てたといわれ、桁行一八・九m、梁間四・五mの堂々たる構えである。西側の部屋は、竿縁天井で床の間も設けられており、使用人部屋というよりは、格式のある座敷のような性格の部屋だったと推定されている。

その他、かつての宿坊の遺構としては、旧般若坊、旧南之坊、旧玉泉坊などがある。旧山本坊は、斜面をそのまま活かした庭園が残されており、池には「鶴の島」「亀の島」と呼ばれる二つの浮島がある。また、歌人の鳥海昭子の生家としても知られる。



山本坊庭園



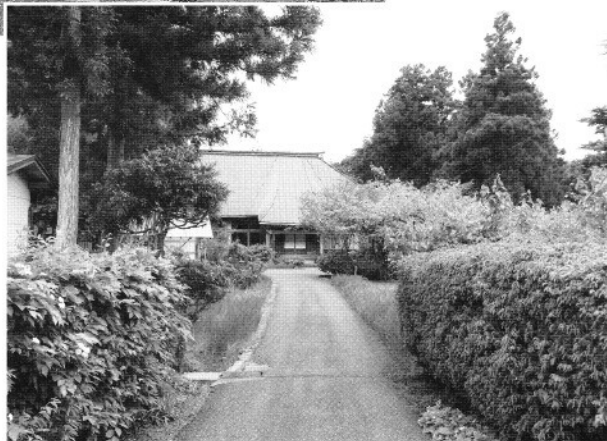
南之坊



長屋門



玉泉坊



般若坊

正法山長谷寺

【国登録有形文化財 長谷寺大仏殿・

市指定有形文化財 十一面観世音菩薩立像】

長谷寺は、本荘市街地より北東の赤田地区に位置し、藩政期には亀田藩に属していた。藩主岩城氏に崇敬され、祈願所とされた寺院である。開山は是山泰覚で、安永四年（一七七五）に庵を結んだことが始まりである。赤田の大仏として親しまれている十一面観世音菩薩立像は、是山泰覚が天明四年（一七八四）に奈良長谷寺・鎌倉長谷寺にあやかつて像高二丈六尺（七・八七八m）、総高三丈（約九m）造立を発願し、三年の歳月を要して完成させたものである。大仏殿は、寛政四年（一七九二）から建設が着手され寛政六年に完成した。明治二十二年（一八八八）に客殿より出火し、堂塔伽藍が全焼した。現在の大仏は、当時本荘大町の呉服商であった佐々木藤吉翁より寄進を受け、明治二十五年に復元され、明治二十九年に大仏開眼落慶法要が行われた。大仏殿も明治二十六年に再建され、当初の様式や規模を忠実に復元したとされ、棟札から建築年などが確認できる。

大仏殿正面は参道の軸線とはややずらしているものの、境内において中心的な位置に配置されている。



十一面観世音菩薩立像

大仏殿は上下二層で、上下層ともに四面に擬宝珠高欄が巡り、上層南面にあたる正面側には奈良の東大寺大仏殿同様の観相窓がある。外側には切目縁が廻り、

十八本の八角の側柱が建物を支えている。屋根は再建当初は木端葺きであったが、昭和二十年代に銅板に葺き替えている。また、上層の垂木部は扇垂木である。内部は大仏を安置するため吹き抜けになっており、大仏周囲の円柱の入側柱四本が下層から上層へ一本通して大仏殿全体を支えている。彫刻や絵画などの装飾も豊富であり、棟梁を務めた宮大工の小川松四郎は、社寺建築の彫刻家としても知られており、多くの社寺建築を手がけている。また、大仏上部格天井の「三十六禽之図」は、谷文晁に師事し本荘藩の御用絵師になった増田象江、板扉絵の「三十六歌仙」は大内の堀藤兵衛の作品である。下層の寺号額、上層の山号額は、寛政七年に藩主より山号寺号を受けた際の揮毫を、再建時に復元したものである。

長谷寺大仏殿は、秋田県下にあつて唯一の大規模な仏殿であり、棟札により建立年代も明確で、秋田の近代寺院の構造、装飾等の様式を知る上で貴重な遺構の一つである。また、堂内の十一面観世音菩薩立像は昭和六十一年に市指定有形文化財に、祭礼である「赤田大仏祭り」は平成九年に県指定無形民俗文化財となっており、種別を越えて文化財が継承されている好例である。



大仏殿



赤田大仏祭り

皇宮山蛭満寺

寺伝によると平安前期の仁寿三年（八五三）に慈覚大師円仁によって開創され、鎌倉中期の正嘉元年（一二五七）北国巡遊の鎌倉幕府執権であった北条時頼が訪れて、四霊の地を定めて二十町歩の寺領を寄進し再興したと伝えられている。それ以来、中興の開基と敬われている北条家の三鱗紋が寺紋となり、屋根瓦にも刻まれている。

最初、天台宗であったが、天正十五年（一五八七）に曹洞宗に改宗した。「蛭満寺」の名の起りは、神功皇后の干珠満珠の伝説から「干満珠寺」、「干満寺」となり、そして「蛭満寺」になったといわれる。そのほか、この地が古くは蛭貝が多くあったところから「蛭方」と呼ばれ、そのため寺の創建当時は「蛭方寺」といい、「方」が「万」に変わったともいわれている。天正十五年（一五八七）には戦火で堂宇を失い、また、文化元年（一八



蛭満寺山門（市指定文化財）



蛭満寺山門と旧参道（国指定名勝）



蛭満寺所有の文人たちの筆跡集の旅客集（市指定文化財）



蛭満寺境内にある舟つなぎ石（市指定文化財）

〇四）には地震による崩壊もあって、度々の再建を余儀なくされ、現在の堂宇は大正十年（一九二二）の建築である。文化元年の象潟大地震によって潟は陸となったが、象潟が歌枕の地として名だたる地であり、また、元禄二年（一六八九）に『おくのほそ道』の旅で芭蕉が訪れていることから、その足跡を訪ねて多くの文人墨客が訪れている。同寺にはその人々の俳句、漢詩などが記された「旅客集」十一巻（市指定有形文化財・筆跡）が遺っている。

芭蕉の『おくのほそ道』の象潟のくだりには、この寺から眺めた情景を流麗で格調高い文体で描写している。また、文化九年（一八一二）には閑院宮家の御祈願所としての沙汰を受けるなど、古刹にふさわしい誠に多様な寺歴を誇っている。

このため寺には多くの史跡や宝物があり、旧参道は「おくのほそ道の風景地・象潟及び汐越」として国名勝に指定されているほか県や市の文化財に指定されている書跡や絵画、また、歴史の古さを物語る「七不思議」の伝説や由緒のある石碑等が今も遺っている。